

国際学部 日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語としない者）に関する日本語科目の履修方法に関する内規

令和2年4月1日制定
令和3年4月1日最近改定

（目的）

第1条 この内規は、国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第4条、第10条第3項・第6項・第8項に基づき、国際学部日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語としない者）の日本語科目の履修方法について定めることを目的とする。

ただし帰国子女など、言語環境により日本語学修を希望する者についても履修を認める場合がある（希望により履修する者については、第3項以下は適用しない）。

（クラス分けの方法）

第2条 日本語のプレースメントテストの結果に基づき、指定された日本語科目を履修しなければならない。

群	1年1学期の履修科目	1年2学期の履修科目
S群	日本語・日本文化セミナーA 日本語の運用A	日本語・日本文化セミナーB 日本語の運用C
A群	日本語・日本文化演習A-1、2クラス 日本語の運用AあるいはB	日本語・日本文化演習B-1、2クラス
B群	日本語・日本文化演習A-Xクラス 日本語の運用AあるいはB	日本語・日本文化演習B-Xクラス

「日本語・日本文化セミナーA・B」、「日本語・日本文化演習A・B」、は各4単位（4コマ）で一括認定、「日本語の運用A・B・C」は各2単位である。

2. 「日本語の運用」については、下記の原則に基づいて履修する。

- ・日本語能力試験N2を持っていない学生は「日本語の運用B」を履修する。
- ・日本語能力試験N2を持っていて、N1を持っていない学生は「日本語の運用A」を履修する。
- ・「日本語の運用C」は、N1を持っている学生が履修する。

（S群に指定された学生の履修方法）

第3条 S群に指定された学生は、「日本語・日本文化セミナーA」、「日本語・日本文化セミナーB」の単位を修得していない場合、3年次配当の卒業研究科目を履修することができない。

（A群に指定された学生の履修方法）

第4条 A群に指定された学生は、「日本語・日本文化演習A」、「日本語・日本文化演習B」の単位を修得していない場合、3年次配当の卒業研究科目を履修することができない。

（所定の単位を修得できない学生について）

第5条 第3条あるいは第4条の規定による所定の単位を修得できない学生は、再履修した「日本語・日本文化セミナーA・B」あるいは「日本語・日本文化演習A・B」でD判定の場合のみ、以下の2つの条件を満たせば、次の科目の履修を認める。

3年次配当の上級専門科目……本学入学後に受験した日本語能力試験N1合格

3年次配当の卒業研究科目……ビジネス日本語検定試験（BJT）500点以上

第6条 B 群日本語科目の履修を指定された者は、毎学期、履修指導に従って履修する科目を決めなければならない。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。